

## 吹田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の乳児等通園支援事業についての条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「設備運営基準」という。）に定めるとおりとする。

（認定こども園である余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準）

第2条 認定こども園である余裕活用型乳児等通園支援事業所（設備運営基準第25条に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業所をいう。）の設備及び職員の基準は、吹田市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（令和元年吹田市条例第29号）に定めるとおりとする。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（吹田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

2 吹田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吹田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

「第34条の16第1項の」の次に「家庭的保育事業等についての」を加える。